# 北方学園PTA会則

# - 第1章 - 名称及び事務局

第1条 本会は「北方学園PTA」(以下PTA)と称し、事務局を北方学園事務室内に置く。

## -第2章- 会員

第2条 本会の会員は次の通りとする。

北方学園に在籍する児童生徒の保護者及び学校職員

## ―第3章― 目的及び事業

第3条 本会は次の目的をめざして活動する。

- 1 保護者と教師が協力して児童生徒の健全育成に努める。
- 2 学校・家庭・社会における児童生徒の教育環境を整備する。
- 3 保護者と教職員の資質の向上を図る。

第4条 本会は前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 児童生徒の学力及び体位・体力の向上と健康・安全の増進に関わる事業
- 2 児童生徒の校外生活指導並びに非行・事故の防止及び安全対策に係る事業
- 3 学校及び社会環境の整備に関わる事業
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項
- 第5条 本会は第3条の目的を達成するために必要な専門部を置く。
- 第6条 本会に、学級(学年)PTA委員会及び地区委員会を置く。

# ―第4章― 役員、任務、任期及び選出

第7条 本会は次の役員を置く。

1 総務部

会長(1名)

副会長(3名、但し 男性・女性がそれぞれ1名以上含まれるように選出する。) 監査(2名) 書記(1名) 会計(1名) 顧問(2名) 専門部長(4名)

- 2 地区委員会(12名)
  - ① 南東部地区:板下・板上・二股・曽木・うそ越・北久保山・南久保山・藤の木(3名)
  - ② 中部地区1:川水流・東原(3名)
  - ③ 中部地区2:角田·笠下·足鍋(3名)
  - ④ 北西部地区:日平・槇峰・美々地・菅原・下鹿川・上鹿川・蔵田・上崎・駄小屋・ 早日渡・早中・早上・八峡・三ヶ村・滝下・椎畑(3名)
- 3 学年部会(18名)
  - ① 学級委員長(各学年1名)
  - ② 学級副委員長(各学年1名)
  - ③ 学校職員代表(若干名)
- 第8条 役員の任務は次の通りとする。
  - 1 会長は、本会を代表して会務を処理し、諸会議を招集する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代行する。
  - 3 顧問は、必要に応じてPTA活動全体について意見具申を行う。
  - 4 書記は、会長の命を受け本会の事務を処理する。
  - 5 会計は、会長の名を受け本会の会計を処理する。
  - 6 監査は、本会の業務並びに会計を監査する。
  - 7 各専門部長は、各PTA専門部による活動の推進者となる。
- 第9条 役員の任期及び選出の方法は次の通りとする。
  - 1 役員の任期は、その年の総会より翌年の総会までとする。ただし再任を妨げない。
  - 2 会長・副会長・専門部長・監査の選出は、別に定める役員選考規定により行う。
  - 3 地区委員は、各地区PTAにおいて選出する。ただし地区委員の人数構成は、別に定める 役員選考規定により行う。
  - 4 顧問は、校長・前PTA会長をもって充てる。
  - 5 書記・会計は会長がこれを委嘱する。

- 6 PTA各専門部として、広報・学習部、育成指導部、環境整備部、保健体育部の4専門部 を置く。
- 7 専門部員は、地区委員と学級委員により構成する。所属部は、地区委員は育成指導部、各学年の学級委員長は広報・学習部、副学級委員長は環境整備部(小2、小4、小5、中3) ・保健体育部(小1、小3、小6、中1、中2)となる。
- 8 各専門部長は、1名の副部長を選任する。副部長は専門部長を補佐し、諸事由により部長不在の際はその職務を代行する。
- 9 学級委員長は、各学年に所属するPTA会員による互選により選出する。
- 10 学級委員長は、各学年におけるPTA活動を推進する。
- 1 1 学級委員長は、1名の副委員長を選任する。副委員長は学級委員長を補佐し、諸事由により委員長不在の際はその職務を代行する。
- 12 補欠就任者は前任者の残任期間とする。
- 13 役員に不測の事態が生じた場合、役員会でその後の対応について決定する。

# ―第5章― 会議及び各種委員会

第10条 会議はPTA総会・運営委員会・役員会・専門部会とし、会議の議決は出会者の過半数をもって決定する。

#### 第11条 PTA総会

総会は、本会の最高の議決機関であって、原則として毎年度1回開催し、次の事項を協議する。ただし、三役(顧問、会長、副会長)が必要と認めたときは、臨時にこれを開催することができる。総会は、PTA会員数の過半数をもって成立する。(委任状を含む。)

- 1 会則の改正
- 2 予算及び事業計画の承認
- 3 会務及び決算の承認
- 4 その他学校の教育活動及びPTA活動に関する事案の審議

#### 第12条 PTA運営委員会

PTA運営委員会は会長が招集し、会長、副会長、顧問、書記、会計、専門部長、各地区委員、学級委員長、学級副委員長を構成員とし、次の会務を処理する。

- 1 予算の審議
- 2 決算の審議
- 3 会則の改正及び変更の審議
- 4 PTA役員の推薦
- 5 総会に提出する報告書の検討
- 6 各部にて立案された事業計画の審議
- 7 その他会の運営に必要な事項

#### 第13条 PTA役員会

PTA役員会は会長は、必要に応じてこれを開き、会長・副会長・書記・会計・顧問・専門 部長を構成員として次の会務を処理する。

- 1 PTA活動全般に関する内容に関する計画立案・検討
- 2 役員総会の内容に関する協議
- 3 各部の事業計画に関する協議
- 4 県・市PTAの活動に関する協議

# 第14条 地区委員会

地区委員会は、PTA会長の要請に応じて開催する。この会では、各地区の地区委員長及び 地区委員を構成員として次の会務を処理する。

- 1 PTA活動への協力に関する協議
- 2 PTA地区懇談会に関する協議
- 3 その他PTA行事・地区行事に関する事項の協議

## 第15条 専門部会

専門部長は必要に応じてこれを開き、次の事項を協議する。

- 1 総会又は役員総会において委任された事項
- 2 運営委員会で協議すべき事項
- 3 各部の運営活動の調整

#### --第6章-- 会計

- 第16条 本会の経費は下記の各項の収入による。
  - 1 PTA会費(年額 一家庭当たり6,000円)
  - 学習支援費(年額 児童生徒一人当たり1,800円)
  - 3 その他PTA活動を通した収益(PTAバザー益金等)
  - 4 寄付金
  - 5 3、4の経費の執行については、役員会の審議を得て会長が決裁する。
- 第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

# —第7章— 旅費

第18条 会員が本会を代表し、関係団体等の会合(県PTA大会等)に出会した場合は、車賃 (往復のガソリン代及び高速代)及び日当(2,000円)を支給する。

第19条 車賃等は、次のとおりとする。

		<u> </u>	
金	額	会合が行われる市町村	およその往復の距離
	〇円	延岡市内	
2,	田のの	日向市まで	約60km
2,	田のの	高千穂町・五ヶ瀬町まで	約120㎞
5,	O O 日	椎葉村・西都・児湯まで	約160km
7,	〇〇〇円	宮崎市まで	約200㎞
9,	田のの	都城市まで	約280㎞
10,	田〇〇〇	串間市・小林市まで	約320㎞
11,	000円	えびの市まで	約360㎞

第20条 上記以外の車賃については、PTA役員会の同意を得て会長が決裁する。

## -第8章— 役員手当

第21条 役員には、役員手当を支給する。

会長 …10,000円

副会長 … 5,000円 2

3

4

専門部長··· 5, 000円 書記 ··· 5, 000円 会計 ··· 5, 000円 会計

#### —第9章— 慶弔

- 第22条 北方学園職員の転任及び退職に係る銭別・花束は5,000円とする。
- 第23条 会員及び学校関係者の死亡にかかわる弔慰金等は、以下のとおりとする。

1 会員及び学校職員の配偶者…3,000円及び供花

…3.000円及び供花 2 会員の子

学校職員の父母 …弔雷 3

4 その他、会長が認める場合…3,000円

# —第8章— 附則

第24条 本会の会則は、総会において3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

第25条 この会則に定めるものの外、本会の運営に関して必要な事項は、運営委員会の審議を得て会 長が定める。

第26条 本会則は、平成26年4月1日より実施する。

#### 附則

- 1 平成29年12月15日 一部改正する。 2 平成30年 4月22日 一部改正する。 3 平成31年 4月21日 一部改正する。